

県南広域振興局長告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年4月5日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市上根子字神山207番1地先から北笹間13地割45地先まで	新	A m 36.3~10.1	m 2,941.0
花巻市上根子字神山207番1地先から北上市和賀町後藤11地割34番1地先まで		B 48.7~12.0	6,051.7
花巻市太田第44地割190番2地先から261番地先まで		C 25.2~10.0	304.7
花巻市上根子字神山207番1地先から北上市和賀町後藤11地割34番1地先まで	旧	A 36.3~8.0	5,920.9
花巻市上根子字神山207番1地先から北上市和賀町後藤11地割34番1地先まで		B 48.7~12.0	6,051.7
花巻市太田第44地割190番2地先から261番地先まで		C 25.2~10.0	304.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- イ 期間 平成25年4月5日から同年5月7日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市轟木6地割172番9地先から北笹間14地割50地先まで	新	m 28.2~20.3	m 1,181.7
花巻市轟木6地割223番1地先から北笹間14地割50地先まで	旧	33.9~8.0	997.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- イ 期間 平成25年4月5日から同年5月7日まで